

## 「第3期宮崎県歯科保健推進計画」の概要について

- 1 計画改定にあたって  
県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定しました。
- 2 計画の期間  
令和6年度から令和11年度まで（6年間）
- 3 計画の位置づけ  
「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条及び「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」第8条に基づき策定しています。
- 4 計画の目標と基本的な方針
  - (1) 計画の目標  
全ての県民が生涯にわたり健康で質の高い生活を営むことができる歯科口腔保健の実現を目指します。
  - (2) 基本的な方針  
ライフステージに応じた歯科保健対策、支援が必要な方への歯科保健医療の推進、歯科保健医療提供体制の充実

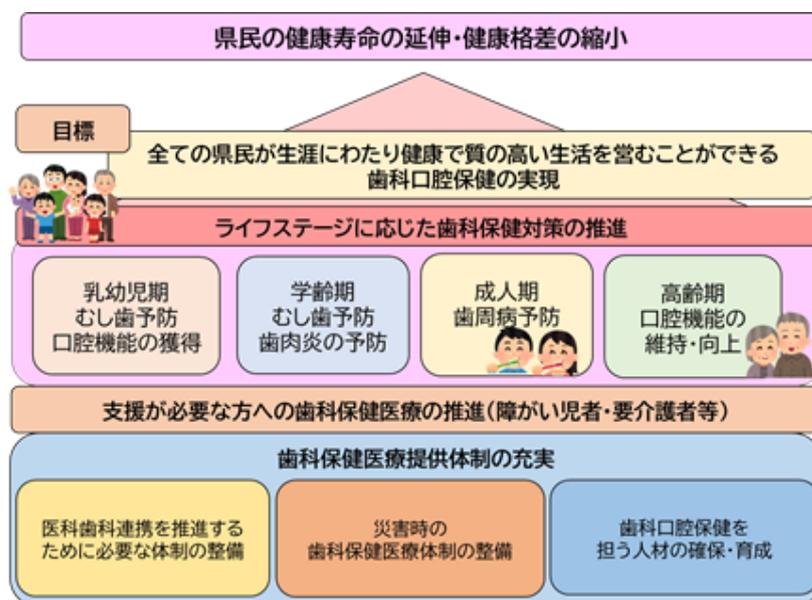


図 計画の目標と基本的な方針

- 5 主な改正点
  - ・ 全体目標の設定
  - ・ 歯・口腔に関する健康格差縮小にかかる指標項目を設定
  - ・ 口腔機能の獲得・維持・向上にかかる指標項目を設定
  - ・ 歯科保健医療提供体制の充実にかかる指標項目を設定
  - ・ 歯科口腔保健を担う人材の確保について明記
  - ・ オーラルフレイル予防の重要性について明記